特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

愛西市長

公表日

令和5年11月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

_ 」					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	母子保健関係事務				
②事務の概要	・母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、新生児や未熟児の訪問指導、健康診査、未熟児養育医療の給付等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策を行う。 ①保健指導の実施または保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施または健康診査受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理またはその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤好产健康手帳の交付・再交付と母子健康手帳交付台帳の整備に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施または診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施または診察を受けることの勧奨に関する事務 ②抵体重児の届けの受理またはその届出に係る事実についての審査に関する事務 ③未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ③未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ③素育医療に関する申請の受理・養育医療に要する費用の支給の決定・養育医療給付台帳の整備・養育医療券の交付・養育医療給付の決定通知・養育医療に要する費用の徴収				
③システムの名称	健康管理システム(健康かるて)・統合宛名システム・中間サーバ・あいち電子申請システム				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
母子保健情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、69の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の69の2、70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康子ども部 健康推進課				
②所属長の役職名	健康推進課長 服部芳樹				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・					
請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				

健康子ども部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉町米野225番地1 0567-28-5833

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年9月11日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年9月11日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価語	<u> </u>			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ)いては、それぞれ <u>፤</u>	重点項目記	呼価書又は全項			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接絲	読しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・決	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監		
9. 従業者に対する教育・日	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 投う事務 ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、新生児や未熟児の訪問指導、健康診査、未熟児養育医療の給付を行っている。・特定個人情報ファイルは、母子保健法に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用といる。①保健指導部の実施②新生児の訪問等の実施③健康診査の実施④妊娠の届け出の受理と事実の確認⑤母子健康の雇け出の受理と事実の確認⑤母子健康の話問指導⑦実体の訪問問は出の受理と事実の確認⑧条育医療に関いる問告等の受理・養育医療給付の決定・養育医療に関いる場合を持ている。	・母子保健法(昭和40年法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、新生児や未熟児の訪問指導・健康診査、未熟児養育医療の給付等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務(2)新生児の動類に関する事務(3)健康診査の実施または保健指導を受けることの動契に関する事務(3)健康診査の実施または健康診査受けることの動契に関する事務(5)母子健康手帳の交付・再交付と母子健康手帳交付台帳の整備に関する事務(5)母子健康手帳の交付・再交付と母子健康手帳の交付台帳の整備に関する事務(5)母子健康手帳の交付・再交付と母子健康手帳交付台帳の整備に関する事務(5)母子健康手帳の交付・再次付台帳の整備に関する事務(5)母子健康手帳の方との制契に関する事務(5)母子健康手帳の方との制要に関する事務(5)母子健康の動間指導の実施または診察を受けることの制契に関する事務(5)母子健康の計間指導の実施に関する事務(5)母子健康の下級中る費を開する事務(5)表別の対策を受けるとの制要に関する事務(5)母子を関する背面の支給が決定・養育医療給付の決定・者育医療給の対域、方式を開かる場合で、表育医療等の交付・養育医療給付の決定通知・養育医療に要する費用の複収	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②システムの名称	健康かるて	健康かるて・統合宛名システム・中間サーバ	事後	時点修正
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の49の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第40条	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民生活部 健康推進課	健康福祉部 健康推進課	事後	組織変更のため
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	市民生活部 健康推進課 愛知県愛西市小 津町観音堂27番地 0567-24-9731	健康福祉部 健康推進課 愛知県愛西市稲 葉町米野225番地1 0567-28-5833	事後	庁舎移転のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 飯田 優子	健康推進課長 近藤 ゆかり	事後	所属長変更のため
平成29年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②システムの名称	健康かるで・統合宛名システム・中間サーバ	健康かるで・統合宛名システム・中間サーバ・あいち電子申請システム	事後	時点修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 近藤 ゆかり	健康推進課長 佐藤 博之	事後	所属長変更のため
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	総務部 総務課 愛知県愛西市福葉町米野308番地 0567-55-7120	事後	電話番号変更のため
平成30年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 平成28年8月31日時点		平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日			令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	I 関連情報	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、69の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の69の2、70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	事後	時点修正
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、69の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の69の2、70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の26、56の2、69の2及び87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19、30、44条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の69の2、70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 健康推進課	健康子ども部 健康推進課	事後	組織変更のため
令和3年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康推進課長 佐藤 博之	健康推進課長 服部 芳樹	事後	所属長変更のため
令和3年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 健康推進課 愛知県愛西市稲葉町米野225番地1 0567-28-5833	健康子ども部 健康推進課 愛知県愛西市稲 葉町米野225番地1 0567-28-5833	事後	組織変更のため
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	1. 対象人数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	エーキ (値判断項目	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正